

稲沢市遠隔手話サービス利用規約

1 サービスの提供

- (1) サービスの提供日及び提供時間は、稲沢市役所福祉課に手話通訳者が設置されている日の午前9時から午後5時までとします。
- (2) サービスは、稲沢市が直接実施するものとし、設置手話通訳者が対応します。

2 サービスの利用について

(1) サービスの内容

このサービスは聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営むかた(以下「ろう者」という。)がビデオ通話機能を利用して、手話通訳者との通話を提供するものです。

(2) サービスの利用条件

次に掲げるようなサービスは提供できないものとします。

- ① 商用もしくはそれに類する目的のもの
 - ② おおむね15分を超えるものや多頻度の利用のもの
 - ③ 公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と稲沢市が判断するもの
- これらの状況が続く場合には、利用登録の取消をする場合があります。

3 サービスの利用対象者

サービスを利用できる者は、稲沢市内に居住するろう者としてします。

4 サービスの利用登録

サービスを利用しようとする者は、本規約に同意のうえ、事前に利用登録をしなければなりません。

5 サービスの利用料

サービスの利用料は無料とします。ただし、利用者のサービス利用に必要なタブレット・スマートフォン等の通信料等は、利用者負担となります。

6 サービスに利用するソフトウェア

サービスに利用できるソフトウェアは、無料で使用することができ、個人情報登録する必要のない「SkyPhone」を利用登録するものとし、利用者は自分でそれらが使用できる環境を整えるものとします。

7 その他

このサービスは、次の事情がある場合において、サービスの提供ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ① 通信状況が悪い場合
- ② 設置手話通訳者が、外出中や直接来庁したかたを対応中の場合
- ③ その他、自然災害等何らかの事情が生じた場合

稲沢市遠隔手話サービス利用に関する申請書

令和 年 月 日

稲沢市長 様

(申請者)
氏名

稲沢市遠隔手話サービス利用について、稲沢市遠隔手話サービス利用規約に同意のうえ、
次のとおり申請します。

ふりがな	
利用者氏名	
生年月日	年 月 日
住所	稲沢市
メールアドレス	
FAX	
SkyPhone 番号	

※申請の際に動作確認等を行いますので、使用する端末をご持参ください。